

業務指示書 (小規模)

カンボジア国医療サービス情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限： 2013年10月16日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 川合 奈美 Kawai.Nami@jica.go.jp

質問に対する回答： 2013年10月21日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人（外資系を含む。）に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：保健セクターに係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

(○) (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

注) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は1名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

(2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下(3)に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

(3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（カンボジア 及びその他 全途上国）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年10月25日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(KHR1 = 0.024 円 , US\$1 = 98.29 円 , EUR1 = 132.94 円)

第8 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価 (技術評価) を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/保健システム1/病院管理 /
保健システム2/UHC /

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

4.80 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年11月6日(水)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の経験・能力

②本件業務の実施方針

③業務主任者及び業務従事者の経験・能力

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

第9 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

（ ）本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

(1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じから紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

●変更により契約金が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

カンボジア国医療サービス情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制 (本邦/現地)	4.00	
2. 本件業務の実施方針	(30.00)	
(1) 業務指示書の理解度	3.00	
(2) 業務方針的確性	11.00	
(3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等	12.00	
(4) 要員計画の妥当性	4.00	
(5) その他 (実施設計・施工監理体制)		
(6) 業務主任者によるプレゼンテーション (業務方針的確性、現実性等)		
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1) 業務主任者の経験・能力 総括/保健システム1/病院管理	(40.00)	(32.00)
イ 類似業務の経験	16.00	13.00
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	4.00	3.00
ハ 語学力	6.00	5.00
ニ 業務主任者としての経験及び評価	8.00	6.00
ホ その他学位、資格等	6.00	5.00
ヘ 業務主任者によるプレゼンテーション (専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等)		
2) 業務管理グループの管理体制	-	(8.00)
イ 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力	(20.00)	
1) 担当事項：保健システム2/UHC	(20.00)	
イ 類似業務の経験	10.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	4.00	
ニ その他 学位、資格等	4.00	
2) 担当事項：	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
3) 担当事項：	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
4) 担当事項：	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容等に関する事項

1. 業務の背景

カンボジアでは1970年代からの内戦の影響で、医療従事者数が激減し、医療機材や施設が破壊され、保健システム全体が壊滅的打撃を受けた。内戦終結後は、多数のドナーが保健分野を支援したことにより、妊産婦死亡率（出生10万対）は1998年の437ⁱから2010年には206にⁱⁱ、5歳未満児死亡率は（出生千対）2000年の124から2010年には54ⁱⁱⁱに改善しており、どちらもカンボジアのミレニアム開発目標（2015年までに妊産婦死亡率250、5歳未満児死亡率65）の達成が見込まれている。また、全国結核有病率調査では、塗抹陽性結核有病率が15歳以上の人口10万人あたり437人（2002年調査）から272人（2011年調査）に減少しており、DOTS（直接監視下の短期化学療法）が成果を上げている。

以上のとおり、カンボジアの保健医療全般の水準は改善傾向にあることが確認されているが、周辺国の平均と比較すると、妊産婦死亡率、5歳未満児死亡率ともに依然として高く2倍以上の開きがある^{iv}。また、カンボジアでは慢性的に医師、看護師、助産師等の医療従事者が不足しており、特に地方における医療人材の不足は深刻である。他にも増加する非感染性疾患や、地域間・民族間格差、保健医療のための財源不足等、カンボジアの保健医療セクターが抱える課題は多い。

我が国は1990年代以降、主に母子保健、結核対策、人材育成、医療施設・機材整備の分野でカンボジアの保健医療セクターを支援してきた。現在は「助産能力強化を通じた母子保健改善プロジェクト」（2010-2015）、「医療技術者育成システム強化プロジェクト」（2010-2015）、「レファラル病院における医療機材管理システム強化プロジェクト」（2009-2014）等を実施している。

現在実施中の技術協力プロジェクトは2014年から2015年の前半に終了することになっている。また、2015年はミレニアム開発目標の期限となっており、これまで妊産婦死亡率や5歳未満児死亡率の低下、三大感染症（HIV/AIDS、結核、マラリア）への対策が保健事業の中心に据えられていたが、今後、新たな課題への取り組みを検討することが必要になると予想される。かかる状況のもと、本業務は2015年以降の我が国の対カンボジア保健医療セクターにおける協力量針及び新たなプログラムを検討するため、カンボジアの保健医療セクターの現況・課題・ニーズ等の基礎情報の収集及び我が国のこれまでの保健協力の評価及び強み等を分析することを目的として実施する。

2. 業務の目的

2015年度以降のJICAの支援方針を検討し、新たなプログラムを策定するため、

カンボジアにおける保健医療セクターの現状・課題・ニーズ、カンボジア政府の政策及び計画に関する情報を収集し、これまでの我が国の支援とその効果を分析した上で、2015年度以降、JICAがカンボジアの保健医療セクターにおいて支援することが適当と考えられる優先分野及びプログラム案について提言を行う。

3. 業務対象地域

カンボジア（プノンペン都を中心に、地方州数か所を含む）

4. 業務の範囲

本業務のコンサルタントは「2. 業務の目的」を達成するために、「6. 業務実施上の留意点」に十分に配慮しながら、「7. 業務の内容」に示された業務を行う。また、業務の進捗に応じて、「8. 成果品等」を作成し、JICAに対し説明・協議のうえ提出する。

5. 実施方針と留意事項

（1）我が国の将来的な協力は、カンボジア政府の保健医療セクターに関わる国家計画及び政策、我が国の対カンボジア王国国別援助方針、保健外交戦略、JICAの保健協力量針に基づいて行われることから、右資料を十分に念頭に置いた上で本業務を行う。

（2）我が国はカンボジアにおいて、1990年代より様々な保健協力を実施してきた。これまでの協力により得られた効果及びカンボジア政府をはじめ関係者による評価を踏まえ、JICAの母子保健や結核対策分野等での強みと残された課題を明らかにする。また、明らかになった課題に対する協力について、保健システム強化の枠組みに取り込む方針とする。

（3）カンボジアの保健医療セクターにおける主要ドナーのこれまでの支援及び強みを分析し、また今後5年（2015年～2020年頃まで）の支援分野や投入予定金額等、動向を把握するよう努める。

（4）2000年以降、ASEAN統合イニシアチブが推進される中、ASEAN後発組のカンボジアも同イニシアチブ及びその実施計画を実施している。今後、保健医療セクターにおいてもASEAN域内協力のための取り組みがますます重要になることが予想されるため、同実施計画やASEAN内の動向に留意する。

(5) 開発支援は、従来の二国間支援や国際機関を通じた支援だけでなく、最近では民間企業との連携や、研究機関との調査研究等、新たな手法が取り入れられるようになってきている。保健医療セクターにおいても従来の協力の枠組みにとらわれず、新たな取り組みや手法を参考にする。

(6) 昨今の国際保健の潮流として、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの推進や非感染性疾患への対策等が取り上げられている。既存の国家保健政策や計画では検討されていないが、将来的にカンボジア政府が検討を必要とする保健課題についても留意する。

(7) カンボジアでは保健医療セクターにおける民間事業者の参入が進んでいる。医療サービスを提供する民間病院の他、民間の医療従事者を育成するための教育施設も増加している。これまで当機構が支援してきた公的機関と民間事業者の提供するサービスの違いを踏まえ、保健医療セクターにおける民間事業者の参入による新たな支援の必要性（例えば、民間事業者の提供するサービスの質を確保するような法整備等）に留意する。

(8) 本業務は2015年以降の我が国の対カンボジア保健協力を形成するための基礎情報を収集することを目的とした調査であるため、現在の課題の分析に加え、2015年度以降のニーズの把握に努める。

(9) 特に以下の分野については、重点的な調査を行う方針とする。

- 1) 病院マネジメント（特に拠点・地方病院の経営・管理・運営、医療機材管理、検査・診断・治療体制、レファラル体制、国際疾病分類コーディングの記録と活用）
- 2) ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ実現のために必要な政策及び制度改善（保健財政、僻地におけるサービスへのアクセス含む）
- 3) 母子保健（栄養改善含む）
- 4) 結核対策
- 5) 人材育成
- 6) 保健医療セクターの法律・制度・基準

(10) 本調査は、情報収集やヒアリング調査の進捗状況を人間開発部保健第三課と共有し、協議しながら進めていくこととする。

6. 業務の内容

(1) 国内準備作業

1) 本調査の全体像を把握した上で、調査の方針、方法及び調査項目を決定し、調査計画を確定する。(以下の参考資料を参照のこと。)

(ア) カンボジア保健医療セクターの政策、計画、統計資料

- 国家開発戦略計画 (National Strategic Development Plan 2009-2013)
- 保健戦略計画 (Health Strategic Plan 2003-2015)
- 保健人材開発計画 (Health Workforce Development Plan 2006-2015)
- カンボジア・ミレニアム開発目標報告書 (Achieving Cambodia's Millennium Development Goals Update 2011)
- カンボジア人口保健調査 (Demographic and Health Survey 2010)
- 結核国家戦略計画 2014-2020 (Tuberculosis National Strategic Plan 2014-2020)

(イ) 我が国の対カンボジア支援政策及び保健分野における協力方針

- 対カンボジア王国国別援助方針
- 「JICAの保健分野の協力-現在と未来-」(JICAの保健協力方針)

(ウ) 平成24年度外務省ODA評価「カンボジア保健医療分野支援の評価」

(エ) JICA「保健セクター情報収集・確認調査：カンボジア王国保健セクター分析報告書」(2012年10月)

(オ) 主要ドナーの報告書 (AusAID、USAID、世銀、WHO等)

2) 調査方法等についてJICAと協議した上で、調査方針、調査計画等を含むインセプション・レポート及び質問票を作成する。作成したインセプション・レポート及び質問票は、現地調査前にJICAに説明し確認する。

(2) 現地調査

1) JICAカンボジア事務所及びカンボジア政府保健省に対し、インセプション・レポートの説明を行う。

2) 以下を含む調査事項につき、3)に示す関係者に対しヒアリング調査を行う。

(ア) カンボジア保健医療セクターの現況、問題点及びその要因、2015年以降の優先課題、ニーズ

(イ) 我が国の過去の保健医療協力の効果、問題点、強み

(ウ) 主要ドナーの既存の介入及び今後の動向

- (エ) カンボジア政府の今後の保健医療政策及び方針
- (オ) 保健医療セクターにおける民間事業者の参入の現況と課題
- (カ) 病院マネジメント（特に拠点・地方病院の経営・管理・運営、医療機材管理、検査・診断・治療体制、レファラル体制、国際疾病分類コーディングの記録と活用）の現況と課題
- (キ) ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ実現のために必要な政策及び制度（保健財政、僻地におけるサービスへのアクセス含む）の現況と課題
- (ク) 母子保健分野（栄養改善含む）における現況と課題
- (ケ) 医療技術者への支援制度である Medical Cooperation Alliance Team (MCAT) の現況と課題
- (コ) 保健医療の人材育成における現況と課題
- (サ) 結核対策における現況と課題
- (シ) 保健医療セクターの法律・制度・基準に関する課題

3) 2) の調査事項について、以下を含む関係者に対しヒアリング調査を行う。他に適当と考えられる調査対象がある場合には、プロポーザルで提案すること。

- (ア) 保健省
- (イ) 州保健局
- (ウ) 経済財務省、カンボジア開発評議会 (CDC)
- (エ) 拠点機関（国立母子保健センター、国立結核センター等）
- (オ) 州病院（バンティミエンチャイ州モンゴルボレイ病院、コンポンチャム州病院、シハヌークビル州病院等）
- (カ) CPA2 病院、CPA1 病院、保健センター、保健ポスト
- (キ) 民間病院
- (ク) 医療教育施設（保健医科学大学 (University of Health Sciences)、地方看護・助産学校 (Regional Training Center)、私立学校等）
- (ケ) 医療機材代理店
- (コ) USAID、AusAID 含む主要ドナー
- (サ) 世銀、WHO、UNICEF を含む国際機関
- (シ) NGO
- (ス) JICA カンボジア事務所
- (セ) 現在実施中の JICA 技術協力プロジェクトに従事する専門家及び業務調整員

(3) 国内事後作業

1) 国内事前作業及び現地作業で収集した情報の整理及び分析を行う。

2) 以下の点を含むファイナル・レポート案を作成し、JICA に対し帰国報告会を行う。

(ア) カンボジア保健医療セクターの現況、問題点とその要因、優先課題、現在及び今後のニーズ、政府の方針・政策

(イ) 我が国、特に JICA がこれまでカンボジアで行ってきた保健医療協力について、その効果、問題点及び JICA の強み

(ウ) カンボジアの保健医療セクターにおける主要ドナーの動向

(エ) JICA が 2015 年度以降、カンボジアの保健医療セクターにおいて支援することが適当と考えられる優先分野及びプログラム案に関する提言

3) 2) の帰国報告会でのファイナル・レポート案に対する JICA のコメントを反映させ、ファイナル・レポートを作成し提出する。

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書は以下のとおり。このうち、(3) を最終成果品とする。

(1) インセプション・レポート

提出時期：2013 年 11 月下旬

提出部数：英文 3 部、和文 3 部

(2) ファイナル・レポート案

提出時期：2013 年 1 月下旬

提出部数：和文 3 部

(3) ファイナル・レポート

提出時期：2014 年 4 月末

提出部数：英文 5 部、和文 5 部

なお、上記報告書は簡易製本し、電子データもあわせて提出することとする。

第3 業務実施上の条件

1. 業務の工程

本業務は2013年11月下旬より国内準備作業を行い、12月上旬から現地調査を実施することを想定している。その後、国内事後作業を経て、2014年1月下旬にファイナル・レポート案、4月末までにファイナル・レポートを作成・提出する。

2. 業務量の目処と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目処

合計 約6. MM

（2）業務従事者の構成（案）

本業務には、下記の担当分野の団員を想定している。なお、上記の業務量を超えない範囲において、担当分野の変更・追加または、統合・分離が必要と考えられる場合は、明確な理由と共にプロポーザルにて提案すること。

下記に記載された格付目安を超える格付提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

（1）総括／保健システム1／病院管理：2号

（2）保健システム2／UHC：3号

（3）保健プログラム評価

また、本業務にはクメール語の文書の翻訳等作業が発生すると見込まれることから、再委託による通訳・翻訳スタッフの備上を認める。

3. 参考資料

JICA ホームページで「保健セクター情報収集・確認調査：カンボジア王国保健セクター分析報告書」他、過去の関連プロジェクトの報告書の閲覧が可能。

4. 配布資料

関連資料のリンク先一覧を配布。

5. 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、当該国の在外公館及び機構在外事務所において十分な情報収集を行うと共に、

現地業務時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、機構在外事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について機構在外事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。

6. 対象国の便宜供与

本調査は JICA の責任において実施するものであることからカンボジア国から特別な便宜供与は想定していない。本調査実施にあたり、コンサルタントは通常の調査案件と同様に独自で調査を遂行することを求められているが、カンボジア保健省をはじめ主要な政府機関へのアポイントメントについては JICA カンボジア事務所で手配する。その他、便宜供与に係る JICA 事務所の支援を必要とする場合は、JICA カンボジア事務所と協議すること。

以上

ⁱ カンボジア・ミレニアム開発目標報告書 (Achieving Cambodia' s Millennium Development Goals Update 2011)

ⁱⁱ カンボジア人口保健調査 (Demographic and Health Survey 2010)

ⁱⁱⁱ カンボジア人口保健調査 (Demographic and Health Survey 2010)

^{iv} 「カンボジア王国保健セクター分析報告書」2012年